

## ラオスにおける金融関連規制について

2021年6月4日

One Asia Lawyers ラオス事務所

今回は、弊所にてよく質問を受ける金融関連規制について Q&A 形式で解説しております。



### Q1. 金融機関が定める上限金利はありますか？

金利に関しては、以下の通り、民法に定めがあります。

#### <民法第 431 条の規定>

利子の計算に関する合意がある場合、合法的に登録された商業銀行またはその他の金融機関からの借入れに対する利子は、貸与した商業銀行または金融機関の規則に従って履行しなければならない。商業銀行またはその他の金融機関以外からの借入れにおいては、利子の計算は年率 36% を超えてはならない。

しかしながら、民法によると、商業銀行またはその他の金融機関は、各金融機関の規則に従うと書かれているのみで、具体的な上限は書かれていません。そこで、ラオス中央銀行（以下、BOL）に金融機関の金利に関する規定を問い合わせたところ、マイクロファイナンス業（以下、MFI）に関しては、以下の二つの通知に準ずるとの回答を得ています。

なお、リース業につきましては、上限金利に関する規定は存在していないとの回答を得ております。従いまして、特段の例外的な許可等がない場合は、民法第 431 条が適用されると考えます。

#### 1. 2020年5月20日 BOL 合意 (No319)

MFI の上限金利は、商業銀行の年間金利の平均値の 4 倍を超えないこと。

#### 2. 2021年1月6日付 BOL の MFI 管理局からの通知 (No03)

①商業銀行の年間金利平均値は、9.82%

②MFI の年間金利は、39.28%/ (9.82% × 4 倍) を超えないこと。

月間金利は、3.27% (39.28 ÷ 12 カ月) を超えないこと。

上記金利は、2021年1月1日から2021年6月30日まで有効となっており、半年ごとに更新されます。上記規定に違反した場合の罰則については、指導、警告、罰金、さらに3回目の警告でも改善されない場合は、事業の停止又は事業許可のはく奪の可能性もあります。



## Q2 ラオスでは、複利は禁止されていますか？

民法に「消費貸借については、利子を元本に組み入れることはできない」という規定があります。この意味は、当初の元本に対してのみ、利息が計算される方法ではなく、一定期間ごとの利息を元本と合算させた元本に対して利息を計算する行為、すなわち「複利」のことを指していますので、複利は禁止されていると解釈されます。

なぜ、ラオスでは複利が禁止されているかという点につきまして、民法典の草案にかかわった専門家に確認したところ、ラオスは、高利貸しが社会問題化している背景があり、金融機関等の債権者の経済取引の自由の保護といった観点からではなく、債務者の保護に重点を置いており、そのような態度は、ラオスの政治体制や文化に根差しているのではないかとコメントを得ています。

## Q3 担保権を有する物を売却するときには、売却価格等を債務者等に事前に通知する必要がありますか？

2011年に発行された「契約履行担保法の実施に関する首相令（No178）」第43条に担保権を有する動産の処分等についての規定が以下の通りあります。

「合法的に占有した担保財産を担保契約に従い、売却、貸与又は購入する場合その10日前までに、債務者等に通知する必要がある。但し、劣化が早い財産については、通知する必要はない。なお、民事裁判の場合は、判決に従うことになる」

なお、不動産の場合、債務者への通知は、15日前までとなります（第67条）。

## Q4 ラオスで不動産の担保提供を契約書に明示する場合、何を記載すれば特定できますか？

民法第522条に「担保に供する物は、契約において特定される形で記載しなければならない」とありますが、具体的に何を明示すれば、特定されるのかは、明言されておりません。

この点、現在のラオス実務では、土地の場合、少なくとも土地権原書（バイターディン）に記載されている情報を最低限書く必要があり、それに加え、土地の価格、土地の上のある建物、木の情報など、情報は多ければ多いほどよいとされています。

---

<sup>1</sup> 土地の所在地（県/都、郡、村、番地）、土地使用者所有者の情報（生年月日、国籍、職業、現住所）、配偶者の情報（氏名、生年月日、国籍、職業）、土地使用者の取得手段、土地使用者所有者の地位、土地の分

特定の観点からいえば、対象となるバイターディンを別添するだけでも十分のように思われますが、ラオスは土地に関するいろいろな問題が存在しているため、できる限りの情報を記載することが推奨されます。

また、借地の場合は、所有者（地主）との契約書のコピーや地主からの合意書を添付することも重要となります。

なお、土地を担保とする場合は、担保契約書とバイターディンを天然資源環境省で登録する必要があります。土地の上に建つ建物や家のみを担保にすることは、登記制度がないため<sup>2</sup>、問題が生じる可能性が高く、必ず土地と建物はセットで担保設定するよう、留意する必要があります。

以上

---

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

[yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal)（藪本雄登）

[satomi.uchino@oneasia.legal](mailto:satomi.uchino@oneasia.legal)（内野里美）

One Asia Lawyers Group は、10 年以上に渡り、アジア各地において数多くの金融機関、ノンバンクや保険関連事業者の進出、M&A、ライセンス取得や新規事業の展開などに携わってきた知見と実績があります。例えば、タイのファイナンス・リース会社の設立や運営支援、ラオスにおける販売金融会社の総合的なコンプライアンス体制の支援、カンボジアにおける保険販売ライセンスの取得、マイクロファイナンスの M&A、ミャンマーにおける金融機関のガバナンス支援、新規事業についてのスキーム検討、そして新興アジアでの債権回収対応等を支援してきました。

One Asia Lawyers では、新興アジア各国での金融業・保険業の進出プロジェクト、M&A、ライセンス取得、ガバナンス支援や債権回収など、現地における法令の専門知識及び実務における知見をもとに、総合的なリーガルアドバイスを提供いたします。

---

類・区画、土地登記書台帳情報、土地番号、土地面積、土地の図面・発行年月日・発行場所、土地登記書番号、土地の価格、土地上の建物の情報、借地である場合は所有者からの貸借合意又は借地契約書の写しなど

<sup>2</sup>コンドミニアムのユニットの所有権については、こちら (<https://oneasia.legal/5551>) をご参照ください。



One Asia Lawyers Group の新興国ファイナンスプラクティスチームリーダーの吉田重規弁護士は、カンボジア等の新興アジアを中心に、金融機関に関する M&A・事業譲渡・商事仲裁・債権回収、各種金融機関の顧問対応などの実績があり、現地の実務を踏まえたリーガルサポートを提供することが可能です。

<吉田重規弁護士>

<新興国ファイナンスプラクティスチームに関するお問い合わせ先>

弁護士法人 One Asia （担当：吉田） [shigeki.yoshida@oneasia.legal](mailto:shigeki.yoshida@oneasia.legal)



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。

ビエンチャン日本人商工会議所事務局長（2015 年）、カンボジア日本人商工会労務委員（2014 年、2015 年）、盤谷日本人商工会 GMS 委員（2016 年-）、東京都中小企業振興公社の相談員（2017 年-）、中小機構相談員（2016-）等を歴任。 [yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal)



内野 里美 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。

[satomi.uchino@oneasia.legal](mailto:satomi.uchino@oneasia.legal)